

令和4年度 目黒区地域公共交通会議【第1回】

日時：令和4年9月2日（金）10：00～11：30

場所：中目黒住区会議室 第5・6会議室

（目黒区中目黒2-10-13
中目黒スクエア内2階）

次 第

1 開会

2 委員紹介

3 議題

（1）東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

4 報告事項

（1）北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

5 その他

6 閉会

<配布資料>

資料1 目黒区地域公共交通会議委員名簿

資料2 目黒区地域公共交通会議設置要綱及び傍聴要綱

資料3 東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

資料4 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

資料5 令和3年度第1回目黒区地域公共交通会議議事概要及び意見

以 上

目黒区地域公共交通会議委員

No.	委員	所属	氏名
1	目黒区	都市整備部長	清水 俊哉
2		都市計画課長	佐藤 欣哉
3		みどり土木政策課長	清水 誠
4	一般乗合旅客自動車運 送事業者の代表者又は その指名する者	東京都交通局自動車部計画課長	若田 瑞穂
5		東急バス株式会社 運輸事業部運輸計画部計画課長	原山 大輔
6		小田急バス株式会社 バス事業本部計画部課長	古谷 弘文
7	一般旅客自動車運送事 業者が組織する団体の 代表者又はその指名す る者	一般社団法人東京バス協会乗合業務 部長	米澤 暁裕
8		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー 協会業務部長	小池 毅
9	区民	目黒区町会連合会	三柴 伸生
10		目黒区商店街連合会	諏訪 尊
11		目黒区老人クラブ連合会	山口 武志
12		公募	池内 卓
13		公募	川原 寛子
14	国土交通省関東運輸局 長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官	清家 裕之
15	一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体 の代表者又はその指名 する者	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長	佐藤 尚宣
16		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイタク部会事務長	久我 恒夫
17	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長	松崎 暁
18		東京都建設局 第二建設事務所管理課長	鈴木 義治
19		目黒区都市整備部土木管理課長	原 亮道
20	交通管理者	警視庁交通部交通規制課 管理官(調査担当)	藤平 忠晴
21		警視庁目黒警察署交通課長	菊池 あさみ
22		警視庁碑文谷警察署交通課長	山下 憲雄
23	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部 准教授	稲垣 具志

目黒区地域公共交通会議設置要綱

令和 3 年 1 1 月 1 6 日
目都政第 1 0 3 4 号

(目的)

第 1 条 目黒区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法(昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号)施行規則第 9 条の 3 の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保やその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(所掌事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 目黒区都市整備部長
 - (2) 目黒区都市整備部都市計画課長
 - (3) 目黒区都市整備部みどり土木政策課長
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
 - (6) 区民
 - (7) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
 - (9) 道路管理者
 - (10) 交通管理者
 - (11) 学識経験者
 - (12) その他区長が必要と認める者
- 2 前項第 4 号から第 1 2 号までの委員は、区長が委嘱する。任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。
- 3 委員が任期中に、第 1 項第 4 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 1 1 号までの職を離れた場合は新たな委員を委嘱又は任命できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 第 1 項第 6 号及び第 1 1 号に掲げる委員については、都市整備部みどり土木政策課において指名した者とする。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者をこれに充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第5条 交通会議は会長が召集し、議事を進行する。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 第3条第1項第4号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として交通会議に出席させることができる。

4 交通会議の議決を要する事項は、出席委員（前項の代理人を含む。）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は出席委員の3分の2以上で決する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

6 交通会議の庶務は、都市整備部みどり土木政策課において処理する。

(会議の公開)

第6条 交通会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 交通会議において取り扱う情報が、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）第7条各号に該当するとき。

(2) 交通会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、区長が定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月16日より施行する。

目黒区地域公共交通会議傍聴要綱

令和4年3月22日

目都政第1664号

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会議の公開に関し円滑かつ公正な議事運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 交通会議は、目黒区情報公開条例(平成12年12月目黒区条例第58号)第7条に規定する不開示情報に係る調査審議をする場合その他審議会が公開することが適当でないと認める場合は、会議を公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第3条 交通会議の議事を傍聴しようとする者は、会議の事前に、傍聴申請書に自己の住所・氏名を記入し、係員に提示して、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴者は会長の指示する席に着かなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者。
- 二 酒気を帯びていると認められる者。
- 三 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、ヘルメットの類を携帯又は着用している者。
- 四 録音機、写真機、映写機等の撮影、録音を目的とする機器類を携帯している者。ただし第8条の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- 五 その他会議を妨害し、又は人に迷惑をおよぼすおそれのある物を携帯している者。

(定員)

第5条 傍聴人の数は、会長が定める。

(議場の立入禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 二 飲食又は喫煙をしないこと。
- 三 はちまき又はたすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- 四 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 五 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- 六 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 七 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者を除く。

(反則の取締)

第9条 傍聴人が、この規則に違反したときは、会長は、これに退場を命ずることができる。

第10条 会長が傍聴禁止を宣告し、または退場を命じたときは、傍聴人は、速かに退場しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

付則

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。